

○普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で牽引第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定

(第 34 条第 10 項)

審査基準

令和 7 年 3 月 24 日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第 34 条第 10 項
処分の概要	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で牽引第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則 第 1 条第 9 項(指定の基準)
審査基準	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で牽引第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理 期間	14 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係

別紙

[別紙参照]